独立行政法人日本学術振興会政府調達事務取扱規則

平成15年10月1日 規程第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)その他の国際約束を実地するため、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、振興会契約規則(平成15年規程第8号以下「契約規則」という)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 物品等 動産(現金及び有価証券を除く。)及び著作権法(昭和45年法律第48号)第 2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
 - 二 特定役務 協定の附属書・日本国の付表4に掲げるサービスに係る役務をいう。
 - 三 建設契約 協定の附属書・日本国の付表4に掲げる建設工事をいう。
 - 四 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約(当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。)をいう。
 - 五 一連の調達契約特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等と若しくは特定役務の調達のために締結される二以上の調達契約をいう。 (適用範囲)
- 第3条 この規則は、振興会の締結する調達契約であって、当該契約調達に係る予定価格(物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが十二月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は、一月当たりの予定賃借料又は一月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上でるもの(以下「特定調達契約」という。)に関する事務について適用する。
 - 一 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年 政令第300号)(以下「国の特例政令」という。)第3条第1項に規定する財務大臣の定 める額
 - 二 特定役務のうち建設工事の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特 例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める額
 - 三 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
 - 四 特定役務のうち上記以外の調達契約国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(競争参加者の資格に関する審査等)

- 第4条 契約担当職員(契約規則第3条に規定する契約担当職員をいう。以下同じ。)は、特 定調達契約の締結が見込まれるときは、契約規則第5条の規定による資格審査については、随 時に、しなければならない。
- 2 契約担当職員は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、資格基準の基本となるべき事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等について、官報により公示をしなければならない。
- 3 契約担当職員は、前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
 - 一 調達する物品等又は特定役務の種類
 - 二 資格の有効期限及び当該期間の更新手続

(競争の公告)

- 第5条 契約担当職員は、特定調達契約につき競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る競争については、24日前)に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。
- 2 契約担当職員は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

(競争について公告をする事項)

- 第6条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。
 - 一 競争入札に付する事項
 - 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 三 契約条項を示す場所
 - 四 競争執行の場所及び日時
 - 五 入札保証金に関する事項
 - 六 一連の調達事項にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において 調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当 該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
 - 七 第9条に規定する文書の交付に関する事項
 - 八 落札者の決定の方法
- 2 契約担当職員は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格の ない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければ ならない。
- 3 契約担当職員は、第1項の規定による公告において、当該職員の氏名及びその所属する部局

の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

- 一 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- 二 入札期日
- 三 契約を担当する職員の氏名及びその所属する部局の名称

(公告に係る競争に参加しようとする者の取扱い)

- 第7条 契約担当職員は、特定調達契約につき競争に付そうとする場合において公告をした後、 当該公告に係る競争に参加しようとする者から資格審査の申請があったときは、速やかに、そ の者が契約規則第5条に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならな い。
- 2 契約担当職員は、特定調達契約につき競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第 1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、第 6条第1項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件 として、当該入札書を受理するものとする。
- 3 契約担当職員は、第1項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の 規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、そ の旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(郵便による入札)

- 第8条 契約担当職員は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならない。 (入札説明書の交付)
- 第9条 契約担当職員は、特定調達契約につき競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。
 - ー 第6条の規定により公告をするものとされている事項(ただし、第6条第1項第7号に掲 げる事項は除く。)
 - 二 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
 - 三 開札に立ち会う者に関する事項
 - 四 契約担当職員の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
 - 五 契約の手続において使用する言語
 - 六 その他必要な事項

(随意契約によることができる場合)

- 第10条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。
 - 一 競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する 条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって 実質的に修正されないことを条件とする。
 - 二 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物

品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

- 三 既に調達をした物品等(以下この号において「既調達物品等」という。)の交換部品その他の他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- 四 振興会の委託に基づく試験研究の結果、製造された試作品等の調達をする場合。
- 五 既に契約を締結した建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)について、その施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事(以下この号において「追加工事」という。)で該当追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額(この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額(当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額)を加えた金額とする。)が既契約工事の契約金額の百分の五十以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき。
- 六 計画的に実施される施設の設備のために契約された建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)に連接して当該施設の整備のために施行される同種の建設工事(以下この号において「同種工事」という。)の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比べて著しく不利とみとめられるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第6条の公告においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
- 七 緊急の必要により競争に付することができない場合。
- 八 事業協同組合、事業共同小組合若しくは共同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連 合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れるとき。

(落札者の決定に関する通知等)

- 第11条 契約担当職員は、特定調達契約につき競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。
- 2 契約担当職員は、特定調達契約につき、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の 手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報によ り公示しなければならない。

- 一 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- 二 契約担当職員の氏名並びにその所属する部局の名称及び数量
- 三 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- 四 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- 五 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- 六 契約の相手方を決定した手続
- 七 競争によることとした場合には、第6条の規定による公告を行った日
- 八 随意契約による場合にはその理由
- 九 その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

- 第12条 契約担当職員は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。 (苦情の処理)
- 第13条 理事長又はその委任を受けた者は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指名するものとする。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。